

高齢者の福祉と介護保険事業

1. 高齢者人口の推移
2. 健康生きがい対策
3. 介護予防対策（地域支援事業）
4. その他の高齢者福祉対策
5. 老人保護措置
6. 介護保険事業



高齢者の福祉と介護保険事業

介護を必要とする方を社会全体で支えていこうという理念のもと、介護保険制度が平成 12 年に開始されましたが、この間大津市では高齢の方々に住み慣れた地域で安心してすこやかに暮らしていただけるまちづくりをめざし、介護保険サービスを中心とするさまざまな高齢者福祉施策に取り組んできました。

平成 18 年の制度改正では、介護予防の重点化と地域密着型サービスの導入が図られました。これを受けて市内 7 か所に地域包括支援センター「あんしん長寿相談所」を開設し、母子保健や成人保健等広く市民の健康づくりを担う「すこやか相談所」と併設することによって、健康・福祉・介護サービスの地域拠点としての機能向上に努めてきたところです。

しかし、社会の高齢化は速度を増し、大津市においても高齢化率が 26%を超える超高齢社会に突入しました。介護を支える制度の役割はますます重要となってきています。

本市では、こうした状況を踏まえ、国の示す「地域包括ケアシステム」、すなわち、さらなる高齢化に対応するためにさまざまな社会資源を有効活用し、要介護者を地域ぐるみで支えていこうという大きな方針に沿って、「第7期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各施策を実施しています。

今後、団塊の世代が後期高齢者となり介護ニーズが大きく増大することが予想されるため、持続可能な高齢者福祉の各種施策、介護保険事業のさらなる充実を図ります。

1. 高齢者人口の推移

(各年 3 月 31 日現在)

年	区 分	総人口	60 歳 以 上	65 歳 以 上	70 歳 以 上	75 歳 以 上	85 歳 以 上	88 歳	'90 歳 以 上
27 年	人 数 比率(%)	342,031	104,383 30.52	81,948 23.96	56,663 16.57	36,900 10.79	11,000 3.22	1,240 0.36	3,972 1.16
28 年	人 数 比率(%)	342,163	105,981 30.97	84,682 24.75	57,569 16.83	38,595 11.28	11,815 3.45	1,280 0.37	4,304 1.26
29 年	人 数 比率(%)	342,154	107,263 31.35	86,755 25.36	59,582 17.41	40,345 11.79	12,408 3.63	1,413 0.41	4,546 1.33
30 年	人 数 比率(%)	342,088	108,434 31.70	88,412 25.84	62,942 18.40	41,950 12.26	13,072 3.82	1,396 0.41	4,836 1.41
31 年	人 数 比率(%)	342,695	110,030 32.11	89,824 26.21	66,392 19.37	43,766 12.77	13,561 3.96	1,587 0.46	5,205 1.52

2. 健康生きがい対策

(1) 敬老月間行事(9月1日～30日)

	事業内容	対象者・施設
敬老祝状	88歳、100歳に敬老祝状を贈呈する。	毎年4月1日から翌年3月31日までの間に誕生日を迎えられる方 (但し、その年の9月15日時点で1年以上住所を有する方に限る)
最高齢者訪問	市内男女最高齢者を市長等が訪問、祝品を贈呈し、長寿を祝う。	平成30年度 市内最高齢者 男性103歳 女性107歳

(2) 老人福祉センター、老人憩いの家の運営

高齢者に対し、老人クラブ活動、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康増進を図るために次の施設を運営している。

ア. 老人福祉センター

事業内容	教養・講座：俳句、囲碁、社交ダンスなどの各種講座 各種相談：健康相談、医療相談、生活相談 介護予防：おおつ光ルくん体操(月1回) デイサービス：北、南、東のみ 入浴事業：100円/回 回数券1,050円(11枚綴り)
利用対象	市内在住の60歳以上の方
利用時間	午前9時～午後5時(入浴は正午～午後4時まで)※月曜日の入浴は休み
休館日	毎週日曜日、祝日(敬老の日を除く)、12月29日～翌年1月3日

施設概要

名称	所在地 電話	敷地面積	建物面積 建物構造	室構造		工事費	完成
大津市立 木戸老人 福祉センター (A型) 木戸市民センター内	木戸58 592-1133	639.87㎡ (対象部分のみ)	639.87㎡ (対象部分のみ) 鉄筋コンクリート造3階建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 風呂	ラウンジ 集会室 和室	87,026 千円 (改築費のみ)	H21 4.2
大津市立 北老人 福祉センター (A型)	今堅田二丁目 4-1 573-7123	1,263.54㎡	679.59㎡ 鉄筋コンクリート造及び一部鉄骨造 瓦葺平屋建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 デイサービス施設	大広間 娛樂室 ラウンジ 風呂	188,545 千円	S62 4.2
大津市立 中老人 福祉センター (特A型)	打出浜1-5 526-2752	1,595.76㎡	1,845.99㎡ 鉄筋コンクリート造3階建	事務室 健康相談室 生活相談室 機能回復訓練室 図書室 風呂 食堂	大広間 娛樂室 集会室 談話室 茶室	412,000 千円	S55 9.2

大津市立 南老人 福祉センター (A型)	南郷一丁目 14-30 537-7417	3,581.33 m ²	1,214.33 m ² (うち増築) 456.00 m ² 鉄骨造(一部鉄筋)瓦 葺平屋建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 デイサービス施設 デイ事務所 南すこやか相談所 南あんしん長寿相 談所(地域包括支 援センター)	大広間 娛樂室 ラウンジ 面接室 風呂	249,126 千円 増築 175,306 千円	H元 6.1 増築 H6 4.1
大津市立 東老人 福祉センター (特A型)	玉野浦6-33 545-5970	2,323.79 m ²	1,168.34 m ² 鉄筋コンクリ ート造瓦葺2 階建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 教養娛樂室 デイサービス施設	風呂 特浴室 大広間 造形室 ラウンジ	724,625 千円	H3 6.1

イ. 老人憩の家整備状況

	所在地・電話	敷地面積	建物構造	建物規模	室数	工事費	完成年月日
下龍華 老人憩の家 (伊香立ふれ あいセンター と併設)	伊香立 下龍華町 584-157 598-2432	2,038.72 m ² (全体)	鉄筋コンク リート造 平屋建	116.17 m ² 全体 488.39 m ²	和室 18畳2間	42,918 千円 全体 90,667 千円	S 5 5 5.12
坂本 老人憩の家	坂本六丁目 22-59 579-1949	347.05 m ²	鉄筋コンク リート造 平屋建	151.86 m ²	和室 10畳2間 談話室 浴室	48,750 千円	S 6 1 8.1
皇子が丘 老人憩の家	皇子が丘 一丁目7-22 521-3730	568.59 m ²	鉄筋コンク リート造 平屋建	191.57 m ²	和室 10畳2間 談話室 浴室 休養室 湯沸室	58,000 千円	H 元 4.20
さがみ川 老人憩の家 昭和町から新築 移転 平成23年7月 (膳所あんしん 長寿相談所(地 域包括支援セ ンター)、膳所 すこやか相談所 と併設)	膳所二丁目 5-5 525-6211	532.11 m ²	鉄骨造 平屋建	90.25 m ² 全体 290.00 m ²	ロビー 浴室	全体 95,769 千円	H 2 3 3.31
田上 老人憩の家	稲津一丁目 14-32	734.72 m ²	鉄筋コンク リート造 平屋建	166.00 m ²	和室 10畳2間 プレイルーム 調理室 浴室	23,496 千円	S 5 7 8.25

老人クラブ活動の拡充と助成

孤独になりがちな高齢者が親睦と交流を図り、健康の増進や教養を高めるなかで、長年培ってきた尊い知識と経験を生かして、地域社会活動を積極的に促進するため、老人クラブ組織の強化、指導を行い活動補助金を交付している。

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

老人 クラブ数	会員数	単位クラブ活動補助金			市老人クラブ連 合会補助金
			30人以上適合クラブ	29人以下小規模クラブ	
148クラブ	7,176人	連 合 会 加	83クラブ 月額 3,015×年間活動月数 +311×会員数	3クラブ 月額 1,200×年間活動月数 +311×会員数	@ 58×総会員数 +172,000 +1,160,000
		連 合 会 未	50クラブ 月額 3,015×年間活動月数 +100×会員数	12クラブ 月額 1,200×年間活動月数 +100×会員数	+5,478,803 +1,750,000

(3) 健康老人のためのスポーツ振興対策の促進

昭和 53 年度から老人健康生きがい対策の一環として県ではじめて、ゲートボール、老人健康体操の普及、指導に努め、老人クラブ活動の恒常化、活発化を図るとともに会員相互の交流、高齢者自身の健康増進に寄与している。

・平成 30 年度の主な行事

/平成 30 年 10 月 第 41 回大津市高齢者健康づくりスポーツ大会(雨天中止)

(4) 公益社団法人大津市シルバー人材センターの助成

目 的 臨時的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを促進するため助成している。

事 業 高齢者の希望と能力に応じた就業機会の開拓、提供の他、就業に関する相談業務、情報の収集及び提供、調査研究、また、仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習等を実施。

会 員 おおむね 60 歳以上の市内在住者。

事業経過 昭和 53 年度から設立準備

・昭和 54 年 5 月 市内老人クラブ会員 10,964 人を対象に事業団への参加希望等についてアンケート調査実施。7,233 人(66%)回答。回答中 2,400 人(33%)の高齢者が何らかのかたちで就業希望。

・昭和 54 年 9 月 大津市商工会議所、瀬田商工会、堅田商工会の 1,927 企業を対象に事業団への委託可能業務等についてアンケート調査実施。
771 社(40%)の協力的な回答を受ける

・昭和 55 年 11 月 14 日 第 1 回設立発起人会

・昭和 55 年 12 月 8 日 第 2 回設立発起人会

・昭和 55 年 12 月 11 日 120 余名会員によるシルバー人材センター大津市高齢者事業団

・昭和 56 年 2 月 10 日 社団法人の知事認可(会員数 178 名)

・昭和 56 年 3 月 5 日 事務局開設

・昭和 62 年 9 月 4 日 (社)大津市シルバー人材センターに名称変更

・平成 12 年 3 月 指定居宅サービス事業所(訪問介護)に

・平成 16 年 10 月 事務所(中央二丁目)作業所(長等三丁目)移転

・平成 18 年 4 月 指定介護予防サービス事業所(介護予防訪問介護)に

0・平成 23 年 10 月 公益社団法人に変更

・平成 30 年度事務局員数 事務局職員 17

非常勤職員 3

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

正会員数	受託件数	契 約 金 額			就労延人数
		民間事業	公社・公団事業	公共事業	
1,522 人	12,321 件	11,292 件 349,630 千円	556 件 59,208 千円	473 件 63,547 人	115,374 件

(5) 老人健康広場整備事業

高齢者が身近な場所で気軽にグラウンドゴルフやゲートボールの練習や軽スポーツができる場として市有地等を活用し、整備している。

3. 介護予防対策(地域支援事業)

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

事業名称	概要
介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定を受けた方または総合事業の対象者を対象に、訪問や通所等のサービスを実施する。 (1) 介護予防訪問介護相当サービス ホームヘルパーが入浴、排泄、食事などの身体介護や、掃除、洗濯、調理などの生活援助などを行う。 (2) 訪問型サービスC 閉じこもり、認知症、うつ等によりデイサービスの利用が困難な方の居宅を看護師等が訪問し、助言、指導等を行う。 (3) 介護予防通所介護相当サービス デイサービスセンターなどに日帰りで通い、入浴、食事、機能訓練などを行う。 (4) 通所型サービスC(おおつ元気アップ教室) 運動機能向上や口腔機能の向上、栄養改善などのプログラムを短期間集中で行う。 (5) 短期集中複合型予防サービス リハビリ専門職等による訪問型サービスCと通所型サービスCを組み合わせ、短期間集中で総合的な機能訓練を行う。 (6) 配食サービス(総合事業型) ひとり暮らしまたはそれに準ずる世帯の高齢者に必要な回数分(原則最大週5回)昼食を配送し、食生活リズムを整えるとともに安否確認を行う。
一般介護予防事業	65 歳以上の高齢者を対象に、要介護状態になることを予防するため、介護予防に関する知識の普及、啓発や運動機能向上の教室等各種事業を実施する。 (1) 介護予防普及啓発事業 スポーツクラブ等で運動を中心としたプログラムを提供する「介護予防フィットネス事業」、運動の指導員等を派遣して介護予防の啓発を行う「健康いきいき講座」、月1回各老人福祉センターでおおつ光ルくん体操等に取り組む「運動実践教室」を実施。 (2) 介護予防活動支援事業 地域で週1回以上または月1回以上介護予防活動を行う団体に対し、活動経費の2分の1(上限12万円または3万円)を補助する。 (3) 地域リハビリテーション活動支援事業 住民主体の通いの場にはリハビリ専門職が介護予防に関する出前講座を行う。

(2) 包括的支援事業等

地域包括支援センターにおいて、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が次の事業を実施する。

名 称	概 要
地域包括支援センター 活動推進事業	(1) 介護予防支援 要支援又は介護予防・生活支援サービス事業対象の認定を受けた被保険者について、介護予防サービス・支援計画を作成する。 (2) 総合相談、権利擁護 地域の高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。 (3) 包括的・継続的マネジメント 高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的マネジメントを実現するための後方支援を行う。 平成 27 年度から新たに包括的支援事業に下記が位置づけられた ・ 在宅医療・介護連携の推進 ・ 認知症施策の推進 ・ 地域ケア会議の推進 ・ 生活支援サービスの体制整備
認知症施策推進事業	認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策を総合的に推進する。また、初期集中支援チームを配置し、初期認知症や認知症の困難事例についての対応を行う。 認知症サポート医によるもの忘れ相談等の事業を実施する。

(3) 任意事業

介護予防事業、包括的支援事業のほか、次の事業を実施する。

事業名称	概 要
配食サービス・任意事業型	ひとり暮らし又はそれに準ずる世帯の高齢者に必要な回数分（原則最大週に5日）、昼食を配達し食生活リズムを整えるとともに安否確認を行う。
紙おむつ給付事業	加齢に伴って生ずる身体上又は精神上の障害により、寝たきり又は認知症となり、常時紙おむつを必要とする状況が3ヶ月以上継続、その他所得内容等一定の要件を満たす高齢者を対象に、1ヶ月当たり4,500円分の紙おむつ受給券を支給する。
成年後見制度利用事業	成年後見人等への報酬を支払うことが困難な高齢者に対し、その資力に応じて報酬の一部または全部を補助する。
認知症サポーター養成事業	市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、認知症サポーター養成講座を実施する。
家族介護支援事業	認知症の人とその家族を地域で支える環境づくりの推進のため、行方不明高齢者早期発見ダイヤル、GPS貸与、介護教室等の事業を実施する。

4. その他の高齢者福祉対策

地域支援事業及び介護保険事業の他に、高齢者の福祉向上をはかるため、次の事業を実施する。

事業名称	概要
日常生活用具サービス	加齢に伴う心身の障害等がある概ね 65 歳以上の、ひとり暮らし又は高齢者だけの世帯(それに準ずる世帯)に属する高齢者に対して、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与する。 ① 給付品目(電磁調理器、火災警報器) ② 貸与品目(緊急通報装置)
高齢者小規模住宅改造経費助成事業	要支援・要介護認定を受けている日常生活動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動などを容易にするため、便所や浴室の改造、手すりの設置、段差解消等の住宅改造に要する経費(50 万円が上限額)に対して、1/2(25 万円が上限額)を助成する。
転倒予防のための屋内改修サービス事業	屋内で転倒する可能性の高い高齢者で、要支援・要介護認定を受けていない者の、転倒を予防するために行う手すりの取付けなどの軽微な屋内改修の工事費(1ヶ所 5 千円以内、5 万円が上限額。原材料費は利用者負担)に対して、その 9 割を助成する。
寝具丸洗いサービス事業	在宅のねたきりの高齢者等の衛生の向上を図ることを目的に、年 1 回、寝具を丸洗い乾燥するサービスを実施する。

5. 老人保護措置

居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させ、生活の安定と福祉の増進を図る。また、常時の介護が必要な高齢者で、虐待等によりやむを得ない場合に、特別養護老人ホーム等に入所させる。

(1) 対象者

65 歳以上(特別な事情の場合は 65 歳未満を含む。)で、環境上の理由及び経済的理由(市民税均等割のみ課税以下)により居宅において養護を受けることが困難な高齢者

(2) 養護老人ホーム等被措置者現在員数(各年 3 月 31 日現在)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護老人ホーム	190 人	195 人	200 人	194 人	193 人
特別養護老人ホーム等	12 人	12 人	13 人	6 人	14 人

(3) 養護老人ホーム等被措置者数(平成 31 年 3 月 31 日現在)

区分	入所者数	退所者数	被措置者現在員数		
	(前年度中)	(前年度中)	市内	市外	計
養護老人ホーム	21 人	22 人	89 人	104 人	193 人
特別養護老人ホーム等	11 人	3 人	14 人	0 人	14 人
合計	32 人	25 人	103 人	104 人	207 人

6. 介護保険事業

高齢化は急速に進んでおり、21 世紀半ばには国民の 3 人に 1 人が高齢者になると予測されている。このような状況において、高齢者の多くが健康や介護に対する不安を抱え、核家族化等により家族の扶養意識が変化の中で、高齢者の介護システムを整備することが急務となっている。このため、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で介護を支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成 12 年 4 月から市町村を保険者として、施行された。

本市では、平成 30 年 3 月に策定した「第 7 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、在宅サービスの拡充や施設サービスの整備などの基盤整備を図りながら、制度の円滑な実施に努めているところである。

(1) 保険者
大津市

(2) 被保険者

	対 象	被保険者数 平成31年4月1日現在
第1号被保険者	大津市内に住所を有する65歳以上の人	89,772人
第2号被保険者	大津市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者	115,757人

(3) 第1号被保険者保険料(平成31年度(令和元年度))

所得段階	区 分	保険料(年)
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯、かつ本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	28,575円
第2段階	市民税非課税世帯、かつ本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下	47,625円
第3段階	市民税非課税世帯、かつ本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	55,245円
第4段階	本人市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	60,960円
第5段階	本人市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	76,200円
第6段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が100万円未満	86,106円
第7段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が100万円以上125万円未満	91,440円
第8段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	102,870円
第9段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上350万円未満	118,110円
第10段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満	133,350円
第11段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上750万円未満	152,400円
第12段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が750万円以上1000万円未満	167,640円
第13段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が1000万円以上	175,260円

(4) 保険料の賦課・徴収

区 分	保 険 料 の 賦 課 ・ 徴 収
第1号被保険者	(3)のとおり、所得段階別保険料を賦課し、老齢・退職・障害・遺族年金額が年18万円以上の人は原則として特別徴収し、それ以外の人は普通徴収する。
第2号被保険者	介護保険料としては徴収されず、医療保険者が医療保険の規定により徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する。

(5) 要介護・要支援認定

(平成30年4月1日～31年3月31日)

	件数
新規申請者数	3,792 人
認定者数	(平成 31 年 3 月 31 日) 要支援 1 2,161 人 13.1% 要支援 2 2,721 人 16.5% 要介護 1 2,506 人 15.1% 要介護 2 3,548 人 21.5% 要介護 3 2,478 人 15.0% 要介護 4 1,755 人 10.6% 要介護 5 1,350 人 8.2% 16,519 人 100.0%
審査会開催数	455 回

(6) 介護保険で利用出来るサービス
在宅サービス

区分	要介護 1・2・3・4・5	要支援 1・2
訪問を受けて利用する	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
通所して利用する	通所介護 通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
住環境を整える	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防住宅改修
短期入所する	短期入所生活介護 短期入所療養介護	介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護
その他	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護

施設サービス

要介護 1・2・3・4・5
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (原則、要介護3以上) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 (※)

(※)平成31年4月1日現在、大津市での実施事業所なし

地域密着型サービス

要介護 1・2・3・4・5	要支援 1・2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (※) 夜間対応型訪問介護 (※) 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (原則、要介護3以上) (29人以下) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (※) (29人以下) 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2のみ)

(※)平成31年4月1日現在、大津市での実施事業所なし

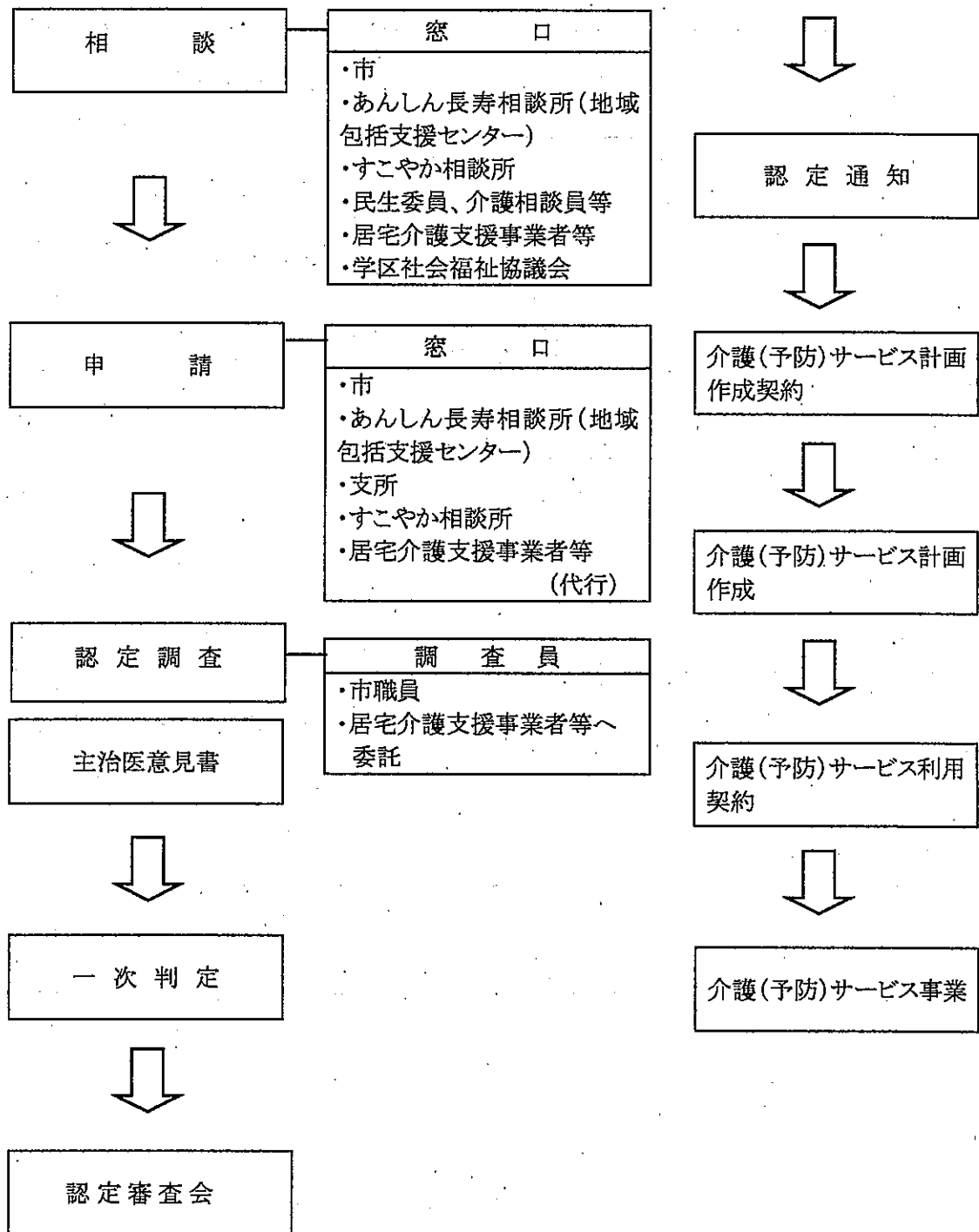
(7) 利用者負担と軽減措置

介護保険では、保険給付の対象となるサービスに要した費用の1割、2割または3割が利用者負担となっている。ただし、介護(予防)サービス計画の作成等の居宅介護支援については利用者負担はない。

利用者負担に対する軽減措置は、次のとおり。

- (1) 災害時等における利用者負担の軽減
- (2) 高額介護(予防)サービス費の支給による利用者負担の軽減
- (3) 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給による利用者負担の軽減
- (4) 特定入所者介護(予防)サービス費の支給による介護保険施設の食費及び居住費(滞在費)の負担の軽減
- (5) 介護老人福祉施設旧措置入所者の利用者負担の減額・免除
- (6) 障害者訪問介護等利用者負担の軽減
- (7) 社会福祉法人等利用者負担の軽減

(8) 相談から介護サービスまでの流れ



(右上の矢印に続く)

(9) あんしん長寿相談所(地域包括支援センター)設置状況(令和元年7月1日現在)

名称	所在地	担当地区	電話
和邇あんしん長寿相談所 (和邇地域包括支援センター)	大津市和邇高城 12 番地	小松・木戸・和邇・小野	594-2660 594-2727
堅田あんしん長寿相談所 (堅田地域包括支援センター)	大津市本堅田三丁目 17 番 14 号	葛川・伊香立・真野・ 真野北・堅田・仰木・ 仰木の里・仰木の里東	574-1010 574-1080
比叡あんしん長寿相談所 (比叡地域包括支援センター)	大津市坂本六丁目 1 番 11 号	雄琴・日吉台・坂本・ 下阪本・唐崎	578-6637 578-6692
中あんしん長寿相談所 (中地域包括支援センター)	大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 (明日都浜大津 5 階)	藤尾・長等・逢坂・中央	528-2003 528-2006
中第二あんしん長寿相談所 (中第二地域包括支援センター)	大津市南志賀一丁目 7 番 27 号 丸一荘 102 号	滋賀・山中比叡平	521-1471 521-1472
膳所あんしん長寿相談所 (膳所地域包括支援センター)	大津市膳所二丁目 5 番 5 号	平野・膳所	522-8867 522-8882
晴嵐あんしん長寿相談所 (晴嵐地域包括支援センター)	大津市栗津町 7 番 21 号シティコーポせいら ん 104	富士見・晴嵐	534-2661 534-2662
南あんしん長寿相談所 (南地域包括支援センター)	大津市南郷一丁目 14 番 30 号	石山・南郷・大石・田上	533-1332 533-1352
瀬田あんしん長寿相談所 (瀬田地域包括支援センター)	大津市大江三丁目 2 番 1 号	上田上・青山・瀬田・ 瀬田南	545-3918 545-3931
瀬田第二あんしん長寿相談所 (瀬田第二地域包括支援センター)	大津市大萱六丁目 4 番 16 号	瀬田北・瀬田東	545-5760 545-5762